

## ふるさと西淀川 PR 大使 設置要綱

### (目的)

第1条 西淀川区の目標である「活気があり、笑顔にあふれ、常に進化するまち」の構築に向けての当区の魅力発信向上に資するため、ふるさと西淀川 PR 大使（以下「大使」という。）を置く

### (任務)

第2条 大使の任務は、おおむね次のとおりとする

- (1) 当区の魅力発信
- (2) 当区のイメージアップ推進

### (委嘱)

第3条 大使は、次の両方の条件を満たす方について、西淀川区長が委嘱する

- (1) 当区出身又は当区にゆかりがあり、その活動が広く一般に認知されている方
- (2) 当区の魅力その他の情報発信に御協力いただける方

### (任期)

第4条 委嘱のあった日から1年とするが、再任を妨げない

### (報酬等)

第5条 大使の活動への報酬は支給しない。ただし、当区役所が特に必要と認める場合は、その活動のための実費又は用品を支給できる

### (庶務)

第6条 大使との連絡その他の庶務は、当区役所区政企画課において処理する

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は西淀川区長が定める

### 附則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。